

第 1 章 調査研究の目的・経過

第1節 背景と目的

国は、平成21年度の補正予算により「緊急人材育成・就職支援基金」を創設し、雇用保険に未加入で失業給付を受給できない方々などに対して、生活保護におちいらないように新たなセーフティネットとして、職業訓練の受講機会の多様化と拡充、訓練・生活支援給付を内容とした「緊急人材育成支援事業（以下「基金訓練」という。）」を開始した。しかし、職業訓練の経験が浅い教育訓練機関等が多数参入し、職業訓練の運営に対する問題点も顕在化され、その品質を保証する仕組みづくりが課題となった。

そして、第9次職業能力開発基本計画の中で、「非正規労働者等に対する雇用のセーフティネットとしての能力開発の強化」がうたわれ、雇用保険を受給できない求職者等に対して職業訓練・生活給付・就職支援を行う「求職者支援法（「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」）」を平成23年10月1日に施行し、制度を恒久化した。

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「雇用支援機構」という。）においては、（独）雇用・能力開発機構（以下「能開機構」という。）から長年培ってきた施設内離職者訓練や民間教育訓練機関等を活用した委託訓練・基金訓練等の実績がある。同時に職業訓練における品質保証の仕組みについては、「機構版教育訓練ガイドライン」の制定やISO29990の先行研究を進めてきたところである。

これらの背景を踏まえ、本調査研究では、求職者支援訓練（求職者支援法に基づく職業訓練）を行う民間教育訓練機関の取組等の実態を調査し、職業訓練を実施・運営する中で質の向上を図っていくための支援のあり方について検討を行った。

今年度は、職業訓練の質保証の一環として、民間教育訓練機関が認定後実施している職業訓練に対する「指導及び助言」業務に焦点を絞り、「求職者支援訓練の質保証に係る指導業務職員研修」の企画・実施をすることで、機構職員の指導能力の向上を通じ実施機関に対する支援の向上を図るものである。

第2節 共同の調査研究について

本調査研究は、平成22年度より先行している調査研究「求職者に対する訓練コースのコーディネート等に関する調査研究」と密接な関係が有ることから、ある一定のところまで合同の調査研究会で進めている。

「求職者に対する訓練コースのコーディネート等に関する調査研究」では、一般的な職業訓練の企画・開発・準備などに焦点を当てており、本調査研究は、求職者支援制度に特化して職業訓練の実施・運営に焦点をあてている。

調査研究テーマ名	ターゲット・ねらい
求職者に対する訓練コースのコーディネート等に関する調査研究	特定の職業訓練制度によらず職業訓練の企画・開発を支援する手法について検討
求職者支援法の創設に基づき実施される職業訓練の質保証に関する調査研究	主に求職者支援訓練に特化して、その職業訓練の運営を支援する具体的手法などについて検討

第3節 調査研究の経過

3-1 調査研究会の開催経過

(1) 第1回調査研究会 平成24年7月9日(月)・10日(火)

- ①本調査研究会の概要について
- ②指導係のあるべき業務・指導関連業務の要素分析
- ③求職者支援訓練(指導)担当者向け研修「求職者支援訓練の質保証に係る研修(仮称)」の検討
- ④職業訓練指導員向け研修「職業訓練サービスガイドラインに基づく職業訓練の質保証に係る研修(仮称)」の概要意見交換
- ⑤その他

(2) 第2回調査研究会 平成24年9月5日(水)・6日(木)

- ①求職者支援訓練の質保証に係る指導業務職員研修(仮称)の検討
- ②その他

(3) 第3回調査研究会 平成24年10月11日(木)

- ①求職者支援訓練の質保証に係る指導業務職員研修(管理職)実施後の考察
- ②求職者支援訓練の質保証に係る指導業務職員研修(一般職)に向けての検討
- ③その他

(4) 第4回調査研究会 平成24年12月13日(木)・14日(金)

- ①求職者支援訓練の質保証に係る指導業務職員研修の成果について
- ②離職者訓練コースコーディネートマニュアルについて
- ③その他

3-2 求職者支援訓練の質保証に係る指導業務職員研修

(1) 管理職コース 平成24年10月10日～11日 49名

(2) 一般職コース 平成24年10月22日～24日 45名

3-3 ヒアリング調査等

(1) ヒアリング調査

8都道府県(奈良、山口、東京、岩手、青森、徳島、高知、北海道)の職業訓練支援センター及び民間教育訓練機関へのヒアリング調査を行った。